

三宅町が実施する入札における入札保証金の取扱いについて

三宅町役場 総務課

三宅町が実施する入札における入札保証金の取扱いについては、三宅町契約規則（平成 9 年 10 月三宅町規則第 8 号）（以下「規則」とします）第 4 条及び第 10 条によるものとしますので、入札への参加を希望する場合は、規則、参加を希望する入札の入札公告及び本取扱い説明書を確認のうえ参加してください。

1. 入札保証金の金額

入札金額の 100 分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付しなければならない。

- ※ 入札書に記載すべき金額として単価を示すべきことを指示した場合にあっては、当該単価に当該入札において示した購入等の予定数量を乗じて得た金額
- ※ 再入札の場合にあっては最初の入札の入札金額
- ※ インターネットを利用した町の公有財産及び物品の売払いを行うシステムによる入札の場合は予定価格の 100 分の 10

2. 入札保証金の納付

入札書保証金の納付は、原則現金振込により行ってください。

規則で定めるその他の方法（規則第 4 条第 2 項に定める担保の提供または同条第 3 項に定める金融機関の保証）により、入札保証金の代わりとする場合は、あらかじめ当町へご相談ください。

3. 入札保証金の納付及び返還に係る手続き

- ① 入札参加資格申請の確認の際に「（様式 1）入札保証金納付書発行依頼書」を提出
- ② 町から入札通知書とともに送付された納付書により納付
- ③ 納付の際に発行された領収書の写しを「（様式 2）入札保証金納付届」を開札日まで
に当町へ提出（郵送のほか、メールでの提出も可とする。※ 押印不要）

郵送	メール
〒636-0213 奈良県磯城郡三宅町伴堂 689 三宅町役場 総務課	soumu@town.miyake.lg.jp

- ④ 開札後、「（様式 3）入札保証金払戻請求書」により返還を請求

※ 落札者に限り、規則第 10 条第 2 項により、納付済みの入札保証金を当該契約の契約保証金に充当することができます。

4. 入札保証金の免除申請

規則第 4 条第 1 項ただし書きにより、各号に定める条件を満たす場合は、所定の手続きを行うことにより[入札保証金を免除とすることができます](#)。

(1) 保険会社との間に当町を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合

- ① 入札参加資格申請の際に「[\(様式 4\) 入札保証金免除申請書](#)」を提出してください。
- ② 申請から開札までの間に「[保険証書](#)」を当町へ提出してください。(申請と同時に持参する場合も可とします)
- ③ 開札結果にかかわらず、保険証書の返却は行いません。(辞退の場合も同様)

締結する保険は、以下の条件を満たすものであること。

- ・被保険者が「三宅町」であること
- ・契約者が「当該入札参加者」であること
- ・保険金額が「1. 入札保証金の金額 と同様」であること
- ・保険会社の名称、保険金額、当該工事（業務）名が明記されていること
- ・保険期間が当該入札の「開札日から 1 カ月（翌月の同日まで）以内の期間」であること

(2) 過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である場合

- ① 入札参加資格申請の際に「[\(様式 4\) 入札保証金免除申請書](#)」及び「[実績が確認できる書類](#)」を提出してください。
- ② 「実績が確認できる書類」により、免除要件を満たすことが確認できた場合、免除となります。

※「実績が確認できる書類」については、[「契約書の写し」「履行証明書（任意様式）」またはこれに類する書類](#)で、契約の「金額」「工事（業務）の名称及び種類」「契約の相手方」「契約期間（履行期間）」がわかるものを提出ください。

※ 要件中の「種類」については入札公告の 2. 競争入札参加条件に定める実績要件の種類と同様とします。

※ 数回以上の「数回」は他に定めがない限り「2 回」とします。

※「実績が確認できる書類」は入札参加資格申請の実績要件の確認書類と兼用できるものとします。ただし、実績要件と免除要件が異なる場合は十分に注意して提出ください。

5. 落札者が契約を結ばない場合の取扱い

(1) 入札保証金を納付している場合

規則第 11 条の定めにより、納付済みの入札保証金は全額、三宅町に帰属するものとします。

(2) 入札保証金が免除されている場合

- ① 保険会社との間に当町を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合
当該保険に係る所定の手続きにより、保険金を請求する。
- ② 過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上
にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である場合